

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2017-526896

(P2017-526896A)

(43) 公表日 平成29年9月14日(2017.9.14)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
GO 1 N 33/53 (2006.01)	GO 1 N 33/53 Z N A D	4 B O 6 4
GO 1 N 33/574 (2006.01)	GO 1 N 33/574 A	4 C O 8 4
A 6 1 K 45/00 (2006.01)	A 6 1 K 45/00	4 H O 4 5
A 6 1 P 1/18 (2006.01)	A 6 1 P 1/18	
A 6 1 P 35/00 (2006.01)	A 6 1 P 35/00	

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 25 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2016-567615 (P2016-567615)
 (86) (22) 出願日 平成26年9月3日 (2014.9.3)
 (85) 翻訳文提出日 平成28年11月11日 (2016.11.11)
 (86) 国際出願番号 PCT/KR2014/008242
 (87) 国際公開番号 WO2015/174585
 (87) 国際公開日 平成27年11月19日 (2015.11.19)
 (31) 優先権主張番号 10-2014-0056585
 (32) 優先日 平成26年5月12日 (2014.5.12)
 (33) 優先権主張国 韓国 (KR)

(71) 出願人 515276679
 ユニバーシティ・インダストリー・ファン
 デーション・ヨンセイ・ユニバーシティ
 大韓民国・ソウル・120-743・ソデ
 ムング・ヨンセイロー・50
 (74) 代理人 100113332
 弁理士 一入 章夫
 (74) 代理人 100160037
 弁理士 金子 真紀
 (74) 代理人 110002480
 特許業務法人IPアシスト特許事務所
 (72) 発明者 ベク・ヨンキ
 大韓民国、137-950、ソウル、ソチ
 ヨグ、チャモンロー、88、303-8
 09

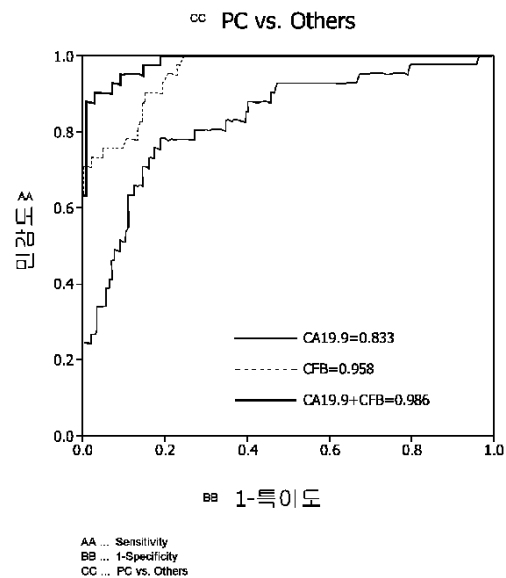
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 補体因子Bタンパク質に特異的に結合する抗体及び糖鎖抗原19-9タンパク質に特異的に結合する抗体を含む膵臓癌診断用キット

(57) 【要約】

本出願は、補体因子Bタンパク質に特異的に結合する抗体及び糖鎖抗原(carbohydrate antigen)19-9タンパク質に特異的に結合する抗体を含む膵臓癌診断キットと、これを利用して膵臓癌診断のための情報を提供する方法及びこれを利用した膵臓癌診断方法に関する。本出願によれば、感度及び特異度が向上した膵臓癌診断用マーカーを提供できる。

【選択図】 図7



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

個体から分離した血液試料内の補体因子 B 及び糖鎖抗原 19 - 9 のタンパク質発現水準を測定することを含む、膵臓癌診断のための情報の提供方法。

【請求項 2】

個体から分離した血液試料内の補体因子 B 及び糖鎖抗原 19 - 9 のタンパク質発現水準を正常対照群内の補体因子 B 及び糖鎖抗原 19 - 9 のタンパク質発現水準とそれぞれ比較する段階をさらに含む、請求項 1 に記載の膵臓癌診断のための情報の提供方法。

【請求項 3】

血液試料は、全血、血漿または血清試料である、請求項 1 に記載の膵臓癌診断のための情報の提供方法。 10

【請求項 4】

補体因子 B 及び糖鎖抗原 19 - 9 のタンパク質発現水準は、2次元蛍光電気泳動、ウェスタンブロッティング、ELISA、放射免疫分析、放射免疫拡散法、免疫電気泳動または質量分析を利用して測定するものである、請求項 1 に記載の膵臓癌診断のための情報の提供方法。

【請求項 5】

補体因子 B に特異的に結合する抗体及び糖鎖抗原 19 - 9 に特異的に結合する抗体を含む膵臓癌診断用キット。 20

【請求項 6】

補体因子 B は、配列番号 1 のアミノ酸配列よりなる、請求項 5 に記載の膵臓癌診断用キット。

【請求項 7】

抗体は、ポリクロナル抗体またはモノクロナル抗体である、請求項 5 に記載の膵臓癌診断用キット。

【請求項 8】

膵臓癌診断用バイオマーカーとして補体因子 B 及び糖鎖抗原 19 - 9 のタンパク質発現水準を測定することを含む膵臓癌診断方法において、

個体から血液試料を収集する第 1 段階と；

バイオマーカーに特異的に結合し、検出可能に標識された抗体に前記血液試料を接触して、前記抗体及び前記バイオマーカーの複合体を形成する第 2 段階と； 30

複合体を含まない標識された抗体から前記第 2 段階で形成された複合体を分離する第 3 段階と；

前記第 2 段階で形成された複合体を含む抗体の検出可能な標識から信号を定量し、前記血液試料内のバイオマーカーの量を測定する第 4 段階と；

前記第 4 段階で測定されたバイオマーカーの量と対照群バイオマーカーの量を比較する第 5 段階と；

前記第 5 段階で、試料においてバイオマーカーの量が対照群バイオマーカーの量より多い場合、膵臓癌として診断する第 6 段階と；を含む膵臓癌診断方法。 40

【請求項 9】

対照群バイオマーカーの量は、膵臓癌がない個体の血液試料内のバイオマーカーの量である、請求項 8 に記載の膵臓癌診断方法。

【請求項 10】

血液試料は、全血、血漿または血清試料である、請求項 8 に記載の膵臓癌診断方法。

【請求項 11】

第 1 段階と第 2 段階との間に、

免疫沈降によって血液試料内のバイオマーカー以外のタンパク質とバイオマーカーを分離する段階をさらに含む、請求項 8 に記載の膵臓癌診断方法。

【請求項 12】

バイオマーカー以外のタンパク質とバイオマーカーを分離する段階は、 50

i) 個体から分離した血液試料をバイオマーカーに特異的に結合する抗体と接触して、前記抗体と前記バイオマーカーとの間に複合体を形成する段階と；

ii) 前記 i) 段階で形成された複合体を沈降させる段階と；

iii) バイオマーカー以外の他のタンパク質及び複合体を形成しない抗体を含む試料の上澄み液から沈降された複合体を分離する段階とを含む、請求項 11 に記載の膵臓癌診断方法。

【請求項 13】

請求項 8 に記載の方法によって膵臓癌として診断される場合、個体に膵臓癌治療剤を処理することを含む膵臓癌治療方法。

【発明の詳細な説明】

10

【技術分野】

【0001】

本出願は、補体因子 B タンパク質に特異的に結合する抗体及び糖鎖抗原 19 - 9 タンパク質に特異的に結合する抗体を含む膵臓癌診断キットと、これを利用して膵臓癌診断のための情報を提供する方法及びこれを利用した膵臓癌診断方法に関する。

【背景技術】

【0002】

膵臓癌は、世界的に 9 番目と多く発病する主要癌であって、死亡率が 4 番目と高い悪性腫瘍である（非特許文献 1 Lowenfels, A. B., et al., Best Pract Res Clin Gastroenterol, 197 - 209, 2006）。大部分の国家において膵臓癌が全体悪性腫瘍の発生で占める比重は、2 ~ 3 % に過ぎないが、死亡者の数が占める比重は、全体腫瘍関連死亡のうち略 6 % を占める。その理由は、膵臓癌の 2 年生存率が 10 % 内外に過ぎないほどに低くて、5 年生存率も 5 % を越えないほどに予後が不良であるからである（非特許文献 2 Lee, C. N., et al., Pancreas, 94 - 94, 2012）。

20

【0003】

膵臓癌は、かなり進行する前までは症状が現われない場合が大部分であるから、一旦膵臓癌が診断されれば、既に非常に進行した後であるため、手術が不可能な場合が多い。また、手術が可能な場合にも、手術した患者の 80 ~ 90 % が再発し、死亡に至るようになる。膵臓癌を治療するために、手術療法以外にも、放射線療法、化学療法などが実施されているが、患者の生存期間には、制限された効果を示す場合が大部分である。したがって、膵臓癌を早期に診断することが非常に重要である。

30

【0004】

膵臓癌を診断する方法としては、コンピューター断層撮影 (computed tomography; CT) や磁気共鳴映像装置 (magnetic resonance imaging; MRI) を用いた組織検査があり、最近には、膵臓癌を診断できる臨床試料として血漿のような体液でのタンパク質分析を同時に測定し、膵臓癌の存在または発病可能性の有無を判断している。現在、膵臓癌と関連して最も頻繁に使用される腫瘍標識子は、糖鎖抗原 19 - 9 (carbohydrate antigen 19 - 9; CA19 - 9) であるが、CA19 - 9 は、膵臓癌以外に、胆道を含む消化器系の癌患者の血漿においても全て上昇すると知られており、また、悪性腫瘍がない胆管炎と胆道の閉塞がある場合にも上昇すると知られていて、特異度が低いという問題点がある（出处：韓国国家健康情報ポータル）。また、早期癌では、CA19 - 9 標識子の血中濃度が正常に現われる場合が多いので、早期診断には使用できない。

40

【0005】

なお、補体因子 B (Complement factor b; CFB) は、CFB と呼ばれるタンパク質であって、補体活性の代替経路 (Alternative pathway) のうち重要な成分の 1 つである。代替経路は、抗原 - 抗体複合体の形成と関係なく、病原体細胞表面の糖構造によって活性化される。まず、血液中に少量存在する C3b が微生物の表面に結合することによって、活性化が誘導される。C3b は、血液中の補体

50

因子Bと結合すれば、補体因子DによってC3bBbとBaとに分解され、C3bBbは、プロペリジンによって安定化され、代替経路のC3転換酵素(convertase)になり、さらに多いC3bを形成する増幅過程(amplification phase)に入る。その結果、さらに多いC3転換酵素が生成され、生成されたC3転換酵素とC3bが微生物細胞の表面に結合し、C3bBb3b複合体を形成する。形成されたC3bBb3b複合体は、代替経路のC5転換酵素作用を示し、C5をC5aとC5bとに分解し、最終的に細菌の表面にMACを形成する。その結果、細菌が死んで、抗原が除去される。補体因子Bは、この代替経路の初期段階であるc3bタンパク質と結合し、c5の生成に重要な役目をする分泌タンパク質(secreted protein)と知られており、糖タンパク質としてグリカン位置(glycan site)が5個存在している。

10

【0006】

補体因子Bは、卵巣癌(非特許文献3 Wu. J., et al., JPR, 4541-52, 2012)、上咽頭癌(非特許文献4 Seriramalu. R., et al., Electrophoresis, 2388-95, 2010)、乳房癌(非特許文献5 Doustjalali, S. R., et al., Electrophoresis, 2392-401, 2004)などの多様な患者の血清で分泌されると知られている。しかし、現在まで補体因子Bとカーボ-ハイドレートを組み合わせて膵臓癌を診断しようとする試みはなかった。

20

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0007】

【非特許文献1】Lowenfels, A. B., et al., Best Pract Res Clin Gastroenterol, 197-209, 2006

【非特許文献2】Lee, C. N., et al., Pancreas, 94-94, 2012

【非特許文献3】Wu. J., et al., JPR, 4541-52, 2012

【非特許文献4】Seriramalu. R., et al., Electrophoresis, 2388-95, 2010

【非特許文献5】Doustjalali, S. R., et al., Electrophoresis, 2392-401, 2004

30

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

したがって、本出願は、特異度及び感受性に優れた新しい膵臓癌診断用バイオマーカーである補体因子Bタンパク質に特異的に結合する抗体と糖鎖抗原19-9タンパク質に特異的に結合する抗体を含む膵臓癌診断キットと、これを利用して膵臓癌診断のための情報の提供方法及びこれを利用して膵臓癌を診断する方法を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本出願は、個体から分離した血液試料内の補体因子Bのタンパク質発現水準を測定することを含む膵臓癌診断方法及び膵臓癌診断のための情報の提供方法を提供する。

40

【0010】

また、本出願は、補体因子B(complement factor B; CFB)の膵臓癌診断マーカーとしての用途を提供する。具体的に、本出願は、補体因子Bタンパク質に特異的に結合する抗体を含む膵臓癌診断用キットを提供する。

【0011】

一具体例において、補体因子Bタンパク質は、配列番号1のアミノ酸配列よりなるものであることができる。

【0012】

50

配列番号 1 :

```

M G S N L S P Q L C L M P F I L G L L S G G V T T T P W S L A R P Q G S C S L E
G V E I K G G S F R L L Q E G Q A L E Y V C P S G F Y P Y P V Q T R T C R S T G
S W S T L K T Q D Q K T V R K A E C R A I H C P R P H D F E N G E Y W P R S P Y
Y N V S D E I S F H C Y D G Y T L R G S A N R T C Q V N G R W S G Q T A I C D N
G A G Y C S N P G I P I G T R K V G S Q Y R L E D S V T Y H C S R G L T L R G S
Q R R T C Q E G G S W S G T E P S C Q D S F M Y D T P Q E V A E A F L S S L T E
T I E G V D A E D G H G P G E Q Q K R K I V L D P S G S M N I Y L V L D G S D S
I G A S N F T G A K K C L V N L I E K V A S Y G V K P R Y G L V T Y A T Y P K I
W V K V S E A D S S N A D W V T K Q L N E I N Y E D H K L K S G T N T K K A L Q
A V Y S M M S W P D D V P P E G W N R T R H V i i L M T D G L H N M G G D P I T
V I D E I R D L L Y I G K D R K N P R E D Y L D V Y V F G V G P L V N Q V N I N
A L A S K K D N E Q H V F K V K D M E N L E D V F Y Q M I D E S Q S L S L C G M
V W E H R K G T D Y H K Q P W Q A K I S V I R P S K G H E S C M G A V V S E Y F
V L T A A H C F T V D D K E H S I K V S V G G E K R D L E I E V V L F H P N Y N
I N G K K E A G I P E F Y D Y D V A L I K L K N K L K Y G Q T I R P I C L P C T
E G T T R A L R L P P T T T C Q Q Q K E E L L P A Q D I K A L F V S E E E K K L
T R K E V Y I K N G D K K G S C E R D A Q Y A P G Y D K V K D I S E V V T P R F
L C T G G V S P Y A D P N T C R G D S G G P L I V H K R S R F I Q V G V I S W G
V V D V C K N Q K R Q K Q V P A H A R D F H I N L F Q V L P W L K E K L Q D E D
L G F L

```

【0013】

一具体例において、個体は、膵臓癌が疑われる患者であることができる。

一具体例において、個体から分離した血液試料内の補体因子Bのタンパク質発現水準を正常対照群内の補体因子Bのタンパク質発現水準と比較する段階をさらに含むことができる。本明細書で、正常対照群は、膵臓癌その他疾病がない健常な個体から分離した血液試料を意味する。2つの膵臓癌の試料を比較し、膵臓癌疑い患者の試料の補体因子Bのタンパク質発現水準が正常対照群試料の補体因子Bのタンパク質発現水準より高い場合、前記候補患者を膵臓癌患者に分類できる。例えば、膵臓癌候補患者の試料の補体因子Bタンパク質水準が正常対照群試料の補体因子Bタンパク質水準より2倍以上高い場合、前記候補患者を膵臓癌患者に分類できる。

一具体例において、血液試料は、全血、血漿または血清試料であることができる。

【0014】

本出願で用語「診断」は、病理状態の存在または特徴を確認することを意味する。本出願の目的に照らして、診断は、膵臓癌の生成及び再発可否を確認するものである。

【0015】

本出願で用語「診断用マーカー」または「診断マーカー」は、癌細胞を正常細胞と区分して診断できる物質であって、正常細胞に比べて癌を有する細胞で増加または減少するポリペプチドまたは核酸（例：mRNAなど）、脂質、糖脂質、糖タンパク質または糖（単糖類、二糖類、オリゴ糖類など）などのような有機生体分子などを含む。本出願の目的に照らして、膵臓癌診断マーカーは、正常膵腸組織の細胞に比べて、膵臓癌細胞で特異的に高い水準の発現を示すCA19-9及び/または補体因子Bの遺伝子及びこれによってコーディングされるタンパク質である。

【0016】

本出願で用語「タンパク質発現水準測定」というのは、癌を診断するために生物学的試料において癌マーカー遺伝子で発現されたタンパク質の存在有無と発現程度を確認する過程であって、前記遺伝子のタンパク質に対して特異的に結合する抗体を利用してタンパク質の量を確認する。このための分析方法としては、ウェスタンブロッティング（western blotting）、ELISA（enzyme linked immunosorbent assay）、放射免疫分析（RIA：Radioimmunoassay）

y)、放射免疫拡散法 (radio immunodiffusion)、オクタロニー (Ouchterlony) 免疫拡散法、ロケット (rocket) 免疫電気泳動、組織免疫染色、免疫沈澱分析法 (Immunoprecipitation Assay)、補体固定分析法 (Complement Fixation Assay)、FACS 及びタンパク質チップ (protein chip) などがあるが、これに制限されるものではない。

【0017】

本出願において「特異的に結合する」というのは、結合によってターゲット物質の存在有無を検出できるほどに、他の物質に比べてターゲット物質に対する結合力に優れていることを意味する。

10

【0018】

本出願において「抗体」は、抗原またはエピトープに特異的に結合できる免疫グロブリン遺伝子または免疫グロブリン遺伝子ら、またはその断片から由来するか、これを做って作った実質的にこれによって暗号化されたペプチドまたはポリペプチドを示す。本出願で抗体は、全体抗体及び抗体断片を含み、これに制限されない多様な形態の抗体構造を含む。抗体断片は、全体長さの抗体の一部、抗体の可変ドメイン、または少なくとも抗体の抗原結合部位を含む。抗体断片の例は、ダイアボディ (diabody)、単一鎖抗体分子及び抗体断片から形成された多重特異的抗体を含む。

【0019】

一具体例において、抗体は、ポリクロナル抗体またはモノクロナル抗体であることができる。補体因子 B タンパク質に対する抗体は、当業界において通常的に実施される方法、例えば、融合方法 (Kohler and Milstein, *European Journal of Immunology*, 6: 511-519 (1976))、組み換え DNA 方法 (米国特許第 4, 816, 56 号) またはファージ抗体ライブラリ方法 (Clackson et al, *Nature*, 352: 624-628 (1991) 及び Marks et al, *J. Mol. Biol.*, 222: 58, 1-597 (1991)) によって製造され得る。抗体の製造に対する一般的な過程は、Harlow, E. and Lane, D., *Using Antibodies: A Laboratory Manual*, Cold Spring Harbor Press, New York, 1999; Zola, H., *Monoclonal Antibodies: A Manual of Techniques*, CRC Press, Inc., Boca Raton, Florida, 1984; 及び Coligan, *CURRENT PROTOCOLS IN IMMUNOLOGY*, Wiley/Greene, NY, 1991 に詳細に記載されている。例えば、モノクロナル抗体を生産するハイブリドマ細胞の製造は、不死滅化細胞株を抗体 - 生産リンパ球と融合させてなり、この過程に必要な技術は、当業者によく知られており、容易に実施できる。ポリクロナル抗体は、補体因子 B タンパク質抗原を適合な動物に注射し、この動物から抗血清を収集した後、公知の親和性 (affinity) 技術を利用して抗血清から抗体を分離して得ることができる。

20

30

【0020】

本出願で用語「敏感度 (sensitivity)」とは、当該疾患にかかったとき、その診断検査結果が陽性と現われる確率を示し、「特異度 (specificity)」とは、ある疾患にかかっていない場合、検査結果が陰性となる可能性の程度を示す。

40

【0021】

膵臓癌診断用マーカーの候補物質として補体因子 B タンパク質を選定し、正常人及び膵臓癌患者の血漿において補体因子 B タンパク質の存在を確認し、変化を観察した。その結果、補体因子 B のタンパク質発現水準が膵臓癌患者の血漿において正常対照群に比べて非常に高いことを確認できた (実施例 1 及び実施例 2)。また、従来膵臓癌診断用マーカーとして知られた CA19-9 と比較したとき、CFB の膵臓癌診断用マーカーとしての効用性を検証するために、ELISA 及び ROC (Receiver Operating Characteristic) 曲線分析を行い、これらの最適カット - オフ値に基づい

50

てCFB及びCA19-9それぞれの感度及び特異度を分析した(実施例3~6)。その結果、CA19-9は、膵臓癌を含めて肝癌、胆管癌及び胃癌においても発現が増加し、特異度が劣ることが分かった。すなわち、これは、CA19-9単独では、膵臓癌診断マーカーとして使用するに適していないことを意味する。しかし、CFBは、膵臓癌だけでは、特異的に発現が増加し、感度及び特異度に優れていて、膵臓癌診断用マーカーとして適していることを意味する。

【0022】

なお、CA19-9単独では、膵臓癌診断マーカーとして特異度が劣る問題があるが、CA19-9をCFBとともに使用した場合には、感度及び特異度に最も優れていることが分かった。これは、CA19-9単独の場合、膵臓癌診断のためのマーカーとして使用するに適していないが、CFBとともに使用した場合、さらに正確に膵臓癌を診断できることを意味する。

10

【0023】

したがって、一具体例において、前記キットは、糖鎖抗原19-9に特異的に結合する抗体をさらに含むことができる。

【0024】

また、本出願は、個体から分離した血液試料内の補体因子B及び糖鎖抗原19-9のタンパク質発現水準を測定することを含む膵臓癌診断方法及び膵臓癌診断のための情報の提供方法を提供する。

【0025】

一具体例において、個体は、膵臓癌疑い患者群であることができる。

一具体例において、膵臓癌疑い患者から分離した血液試料内の補体因子B及びCA19-9のタンパク質発現水準を正常対照群内の補体因子B及びCA19-9のタンパク質発現水準と比較する段階をさらに含むことができる。2つの試料を比較し、膵臓癌疑い患者の試料の補体因子B及びCA19-9のタンパク質の発現水準が、いずれも、正常対照群試料の補体因子B及びCA19-9のタンパク質の発現水準より高い場合、前記候補患者を膵臓癌患者に分類できる。例えば、膵臓癌疑い患者の試料の補体因子Bのタンパク質水準が正常対照群試料の補体因子Bのタンパク質水準より2倍以上高く、膵臓癌疑い患者の試料のCA19-9の濃度が37U/mL以上である場合、前記膵臓癌疑い患者を膵臓癌患者に分類できる。

20

30

一具体例において、血液試料は、全血、血漿または血清試料であることができる。

【0026】

また、本出願は、膵臓癌診断用バイオマーカーとして補体因子B及び糖鎖抗原19-9のタンパク質発現水準を測定することを含む膵臓癌診断方法において、

個体から血液試料を収集する第1段階と；

バイオマーカーに特異的に結合し、検出可能に標識された抗体に前記血液試料を接触して、前記抗体及び前記バイオマーカーの複合体を形成する第2段階と；

複合体を含まない標識された抗体から前記第2段階で形成された複合体を分離する第3段階と；

前記第2段階で形成された複合体を含む抗体の検出可能な標識から信号を定量し、前記血液試料内のバイオマーカーの量を測定する第4段階と；

40

前記第4段階で測定されたバイオマーカーの量と対照群バイオマーカーの量を比較する第5段階と；

前記第5段階で、試料においてバイオマーカーの量が対照群バイオマーカーの量より多い場合、膵臓癌として診断する第6段階とを含む膵臓癌診断方法を提供する。

【0027】

ここで、バイオマーカーは、補体因子Bまたは糖鎖抗原19-9を意味する。

前記第4段階で、バイオマーカー-抗体複合体の検出可能な標識からの信号は、血液試料内のバイオマーカーの量と比例するので、これから前記バイオマーカーの量を把握できる。

50

一具体例において、対照群バイオマーカの量は、膵臓癌がない個体の血液試料内のバイオマーカの量を意味する。

【0028】

一具体例において、血液試料は、全血、血漿または血清試料であることができる。

一具体例において、前記第1段階と第2段階との間に、免疫沈降によって血液試料内のバイオマーカ以外のタンパク質とバイオマーカを分離する段階をさらに含むことができる。

【0029】

一具体例において、バイオマーカ以外のタンパク質とバイオマーカを分離する段階は、

i) 個体から分離した血液試料をバイオマーカに特異的に結合する抗体と接触して、前記抗体と前記バイオマーカとの間に複合体を形成する段階と；

ii) 前記i)段階で形成された複合体を沈降させる段階と；

iii) バイオマーカ以外の他のタンパク質及び複合体を形成しない抗体を含む試料の上澄み液から沈降された複合体を分離する段階とを含むことができる。

【0030】

また、本発明は、前記方法によって膵臓癌として診断される場合、個体に膵臓癌治療剤を処理することを含む膵臓癌治療方法を提供する。膵臓癌治療剤は、膵臓癌治療効果があると知られた公知の薬物を制限なく利用できる。

【発明の効果】

【0031】

本出願によれば、感度及び特異度が向上した膵臓癌診断用マーカを提供できる。

【図面の簡単な説明】

【0032】

【図1a】図1aは、正常人の血漿に対する2次元電気泳動イメージを示し、図1bは、膵臓癌患者の血漿に対する2次元電気泳動イメージを示す。矢印が示すスポットは、補体因子Bタンパク質を意味する。

【図1b】図1aは、正常人の血漿に対する2次元電気泳動イメージを示し、図1bは、膵臓癌患者の血漿に対する2次元電気泳動イメージを示す。矢印が示すスポットは、補体因子Bタンパク質を意味する。

【図2】正常人の血漿と膵臓癌患者の血漿において補体因子Bの発現差を示す図であり、図1a及び図1bのスポット(黒色)部分の2次元垂直電気泳動イメージを示す。

【図3a】正常人と膵臓癌患者の血漿の補体因子Bのタンパク質発現水準をウェスタンブロッティングで分析した結果を示す(N:正常人、C:膵臓癌患者)。

【図3b】図3aのウェスタンブロッティングバンドの強度を示すグラフである。

【図4a】正常細胞株(HPDE)と膵臓癌細胞株(HPAC1、BXP3、PANC1)において補体因子Bのタンパク質発現水準をウェスタンブロッティングで分析した結果を示す。

【図4b】正常細胞株(HPDE)と膵臓癌細胞株(HPAC1、BXP3、PANC1)において補体因子Bのタンパク質発現水準をRT-PCRで分析した結果を示す。

【図4c】図1bのバンド強度を示すグラフである。

【図5a】ウェスタンブロッティングによる補体因子B(CFB)のタンパク質発現水準を分析した結果である。HDは正常、CPは膵臓炎、PCは膵臓癌を示す。

【図5b】図5aのウェスタンブロッティングバンドの強度を示すグラフである。HDは正常、CPは膵臓炎、PCは膵臓癌を示す。

【図6a】多様な癌において、CFB及びCA19-9の発現水準をELISAによって分析した結果を示す(a:CFB、b:CA19-9)。HDは正常、CPは膵臓炎、PCは膵臓癌、HCCは肝臓癌、CCは胆管癌及びGCは胃癌を示す。

【図6b】多様な癌において、CFB及びCA19-9の発現水準をELISAによって分析した結果を示す(a:CFB、b:CA19-9)。HDは正常、CPは膵臓炎、P

10

20

30

40

50

Cは膵臓癌、HCCは肝臓癌、CCは胆管癌及びGCは胃癌を示す。

【図7】CA19-9、CFB及びCFB+CA19-9のROC曲線を示す。

【発明を実施するための形態】

【0033】

以下、本出願を実施例を通じて詳しく説明する。下記実施例は、本出願を例示するものに過ぎず、本出願の範囲が下記実施例に限定されるものではない。

【0034】

[実施例1] 補体因子B (CFB) のタンパク質発現水準分析

[実施例1-1] 電気泳動及び質量分析による血漿でのCFBタンパク質検出

正常人及び膵臓癌患者の血漿においてCFBの存在及び量を検出するために、電気泳動及び質量分析を行った。

【0035】

血漿の取得は、セブランス病院遺伝子銀行と消火器内科から供給を受け、臨床試験委員会 (IRB) の規定に従った。血漿試料は、200 μ L ずつ分注し、-70 で実験前まで保管して使用した。補体因子Bは、分泌タンパク質 (secreted protein) であり、血漿には、知られている多量のタンパク質 (high abundance proteins) が存在しているため、Hu-14 (Agilent) を利用して補体因子B以外のタンパク質を除去した後、2次元蛍光電気泳動を行った。2次元電気泳動のために、10人の正常人の血漿及び10人の膵臓癌患者の血漿の試料に対して各分析試料とそれに該当する標準試料50 μ gは、蛍光染料である400 pmol Cy3、Cy5、Cy2 (GE Healthcare) で暗黒条件で30分間標識させ、1 μ Lの10 mM リジン (lysine) で反応を停止させた。蛍光染料でそれぞれ標識された3個の試料は、互いに混合させて最終450 μ Lとなるように試料緩衝溶液 [6 M ウレア、2 M チオウレア、4 % チャップス (CHAPS)、60 mM ジチオトレイトール (dithiothreitol; DTT)、30 mM トリス、pH 8.5] を添加し、2 % の IPG 4-7 NL 緩衝溶液とともに常温で16時間再水和 (rehydration) させた。等電点電気泳動 (isoelectric focusing; IEF) は、イモビライズドライストリップ (Immobilized Dry Strip) pH 4-7 NL (GE Healthcare) を使用して MultiPhor 電気泳動 (electrophoresis) システム (GE Healthcare) で最適要件である95,000 Vまで高めて実施し、トリブチルホスフィン (Tributyl phosphine) 緩衝溶液 [6 M ウレア、2 % 硫酸塩 (Sodium dodecyl sulfate, SDS)、30 mM トリス、20 % グリセロール (glycerol)、2.5 % アクリルアミド溶液 (acrylamide solution)、5 mM トリブチルホスフィン] で25分間ワン-ステップ還元及びアルキル化した。

【0036】

正常人の血漿に対する2次元電気泳動結果を図1aに示し、膵臓癌患者の血漿に対する2次元電気泳動結果を図1bに示した。図面内の矢印は、CFBを示す。その結果、膵臓癌患者において、CFBの発現が増加することが分かった。

【0037】

また、正常人と膵臓癌患者の血漿において、CFBの発現差を調べるために、2次垂直電気泳動を行った。2次垂直電気泳動は、Ettan Dalt Twelve 電気泳動システム (GE Healthcare) を用いて9% ~ 16% ポリアクリルアミドゲルを使用して分離し、電気泳動が終わった後、Typhoon 9400 (GE Healthcare) スキャナを利用してCy2、Cy3、Cy5に該当する波長でスキャンした。各ゲルイメージは、DeCyder 2-D分析ソフトウェア (GE Healthcare) を利用して分析した。

【0038】

その結果、2次元電気泳動結果と同様に、膵臓癌患者において、CFBの発現が増加することが分かった (図2)。

10

20

30

40

50

【0039】

イメージ分析後、CFBの存在を確認するために、図1a及び図1bの矢印が示すスポットに対して質量分析を行った。タンパク質スポットは、クマシーブルー (Coomassie blue) 染料で染色されたゲルからピッキング (picking) し、脱色してトリプシンで切断 (digestion) した後、切断したペプチドは、ポロス (Poros) R2及びオリゴ (Oligo) R3レジン (resin) 混合物を使用して脱塩 (desalting) させた。タンパク質の同定は、Q-TOF (Agilent) で分析し、Q-TOF-MSで得たスペクトルは、MASCOTデータベースを利用して同定した。

【0040】

その結果、下記表1に示されたように、図1a及び図1bの矢印が示すスポットがCFBであることを確認できた。

【0041】

【表1】

番号	タンパク質名	pI値	スコア	クエリマッチ比率 (Queries matched ratio)	シーケンスカバレッジ (Sequence coverage)
gij291922	Complement Factor B	6.55	171	25	1.5 11%

【0042】

[実施例1-2] 血漿内でのCFBタンパク質発現水準分析

膵臓癌患者の血漿でのCFBタンパク質発現水準を分析するために、免疫プロットを行った。10人に対する正常人の血漿と10人の膵臓癌患者の血漿において同一のタンパク質量から抗体を利用してウェスタンブロッティングを行った。血漿タンパク質10µgを10% SDS-PAGE分析後、ウェスタンブロッティングのためにゲル全体をニトロセルロース (nitrocellulose; NC) 膜に転換 (transfer) した後、5%脱脂乳 (skimmed milk) が含まれたTBS-T緩衝溶液 [20mMトリス、137mM塩化ナトリウム、0.1%ツイン20 (Tween-20)、pH7.6] で1時間ブロッティングした。抗-補体因子B抗体 (CFB、Abcam) を5%脱脂乳が含まれたTBS-T緩衝溶液に1:1000倍ずつ希釈して1次処理し、抗-マウス (mouse) IgG-HRP (Santa Cruz) を1:10000倍を2次処理した。最終NC膜は、ECL Plusウェスタンブロッティング試薬 (GE Healthcare) で1分間反応させ、Typhoon 9400スキャナでスキャンして分析した。

【0043】

その結果、図3aに示されたように、膵臓癌患者群においてCFBの発現が増加することが分かった。

【0044】

図3aの結果を、バンド強度 (Band intensity) を通じてfold ratioを分析した結果、正常群に比べて膵臓癌患者の血漿においてCFBが高く発現することを確認した (図3b)。

【0045】

[実施例1-3] 膵臓癌細胞内でのCFB発現水準分析

膵臓癌細胞株でのCFB発現水準を確認するために、ウェスタンブロッティングとRT-PCRを行った。正常細胞株としては、HPDE (human pancreatic duct epithelial cell) を使用し、膵臓癌細胞株としては、HPAC1、BXPC3 (human pancreas adenocarcinoma ep

ithelial cell)、PANC1 (human pancreas epithelioid carcinoma) を使用した。それぞれの細胞溶解物 (cell lysate) 1 mg を使用して抗 - 補体因子 B 抗体 2 ug、タンパク質 G アガロース 10 uL を一緒に 1 mL のチューブで 2 時間免疫沈降させた後、ウェスタンブロッティングを通じて正常細胞と膵臓癌細胞内での CFB 発現水準を確認した。その結果、CFB が正常細胞では検出されず、膵臓癌細胞だけで検出されることを確認した (図 4 a)。

【0046】

次は、RT-PCR を利用して CFB の mRNA 発現水準を確認した。全体 RNA は、easy-BLUE (iNtRON、Gyeonggi、Korea) を使用して抽出し、cDNA は、オムニスクリプト RT キット (omniscrypt RT kit; Qiagen、Hilden、Germany) を使用して合成した。使用されたプライマーは、次の通りである：

CFB プライマー (配列番号 2) : 5' - CAACAGAAGCGGAAGATCGTC - 3' (フォワード)

CFB プライマー (配列番号 3) : 5' - TATCTCCAGGTC CCGCTTCTC - 3' (リバース)

GAPDH プライマー (配列番号 4) : 5' - ACCACAGTCCATGCCATCAC - 3' (フォワード)

GAPDH プライマー (配列番号 5) : 5' - TCCACCACCCTGTTGCTGTA - 3' (リバース)

【0047】

PCR 条件は、35 サイクル、変性 (denaturation) を 94 で 1 分、アニーリングを 59 で 1 分、プライマー伸長 (primer extension) を 72 で 1 分にした。その結果、ウェスタンブロッティングデータと同様に、正常細胞では CFB がほとんど検出されず、膵臓癌細胞だけで CFB が検出されることを確認した (図 4 b)。図 1 b の結果から、バンド強度 (Band intensity) を通じて fold ratio を分析した結果、正常細胞株に比べて膵臓癌細胞株において CFB が高く発現することを確認した (図 4 c)。

【0048】

[実施例 2] 多数のサンプルを利用した補体因子 B (CFB) のタンパク質発現水準分析 CFB がバイオマーカー候補としての確かな可能性を調べるために、独立的な且つ大規模患者集団 (large patient cohorts) を使用して追加確認実験を行った。

【0049】

正常人 44 人、膵臓炎患者 12 人、膵臓癌患者 40 人の血漿を使用し、標準として正常人の血漿はプーリング (pooling) したサンプルを使用して実施例 1 - 3 と同一の方法でウェスタンブロッティングを行った。その結果、HD と CP に比べて PC において CFB が高く発現することを確認でき (図 5 a)、このウェスタンブロッティングバンドの強度 (intensity) を点で示した結果、 $p < 0.05$ であって、HD と CP に比べて PC において CFB が高く発現することが分かった (図 5 b)。したがって、大規模の患者集団を使用し、独立的な実験を行った場合にも、CFB が有意的な値で HD と CP に比べて PC において約 2 倍高く発現していることを確認できた。

【0050】

[実施例 3] ELISA による多様な癌患者で CFB 及び CA19-9 のタンパク質発現水準分析

現在膵臓癌バイオマーカーとして知られている CA19-9 と CFB の発現水準を比較するために HD、CP、PC、HCC、CC、GC の血漿を使用して ELISA テストを行った。CFB と CA19-9 ELISA KIT は、それぞれ USCN と Panomics 製品を使用し、各製品ごとにそれぞれのプロトコルによって実験を行った。

【0051】

まず、CFB ELISAの場合、それぞれの血漿を1:10,000で希釈した後、CFBに対する抗体が敷かれているウェルにそれぞれ100 μ Lずつ入れた。2時間常温でインキュベーションした。その後、ウェルから血漿を除去し、100 μ Lの検出試薬Aワーキング溶液 (working solution) を入れた後、常温で1時間インキュベーションした。1時間後、溶液をウェルから除去した後、350 μ Lの洗浄溶液を入れ、3回繰り返して洗浄した。その後、それぞれのウェルに100 μ Lの検出試薬Bワーキング溶液を入れ、常温で30分間反応させた。洗浄溶液で5回洗浄した。その後、90 μ Lの基質溶液 (substrate solution) をそれぞれのウェルに入れた後、15分間ダーク条件で反応させ、その後、50 μ Lの停止溶液 (stop solution) を入れた後、マイクロプレートリーダーを用いて450nmで定量した。これら10

グループにおいてCFBの発現水準は、34.0 (範囲: 26.1 - 41.3)、73.5 (範囲: 62.3 - 77.1)、92.0 (範囲: 75.2 - 121.6)、37.0 (範囲: 28.8 - 47.5)、41.5 (範囲: 29.1 - 52.1)、63.0 (範囲: 56.3 - 72.9) ng/mLであった (図6a)。

【0052】

CA19-9 ELISAの場合、CA19-9抗体が敷かれているプレートにそれぞれの血漿を10 μ Lずつ入れ、100 μ LのCA19-9アッセイバッファーをその上に入れた。その後、30秒間よく交ぜた後、常温で90分間インキュベーションした。その後、ウェルからバッファーを除去し、ウォッシュバッファー (wash buffer) を用いて4回繰り返して洗浄した。その後、ワーキングコンジュゲート試薬 (working 20

conjugate reagent) 100 μ Lをそれぞれのウェルに入れ、30秒間よく交ぜた後、常温で90分間インキュベーションした。試薬をウェルから除去し、ウォッシュバッファーを用いて4回繰り返して洗浄した。その後、TMBをそれぞれのウェルに入れ、10秒間交ぜた後、ダーク条件で20分間反応させた。その後、100 μ Lの停止溶液 (stop solution) を入れた後、30秒間交ぜ、マイクロプレートリーダーを用いて450nmで定量した。これらのグループにおいてCA19-9の水準は、それぞれ4.6 (範囲: 2.8 - 7.2)、10.2 (範囲: 6.0 - 21.4)、298.8 (範囲: 111.4 - 832.6)、50.5 (範囲: 18.1 - 159.5)、137.5 (範囲: 53.8 - 537.9)、10.0 (範囲: 9.4 - 16.7) U/mLであった (図6b)。CFBの血漿内の発現水準は、CA19-9と同様に、30

非-PC群 (HD、CP、HCC、CC、GC) よりPC群において特に高く発現した ($p < 0.002$)。また、CFBの場合、CA19-9と比べて、PCと非-PC患者をさらに良好に区別することが分かった ($p < 0.0001$)。

【0053】

これは、CA19-9単独では、膵臓癌診断マーカーとして使用するに適していないが、膵臓癌だけで特異的に発現が増加するCFBは、膵臓癌診断用マーカーとして適していることを意味する。

【0054】

[実施例4] 膵臓癌診断において、ROC (Receiver Operating Characteristic) 曲線によるCFB及びCA19-9の感度及び特異度分析 40

CFBとCA19-9が、膵臓癌患者と膵臓癌患者でない人 (HD、CP、HCC、CC、GC) をどれほど良好に区別するかどうかを確認するために、Mann-Whitney rank sum testプログラムを利用してROC曲線分析を行った。AUC値を通じてCFBとCA19-9を比較した。その結果、CFBの場合、0.958 (95% CI: 0.956 - 0.959) であって、CA19-9の0.833 (95% CI: 0.829 - 0.837) よりAUC値がさらに高かった。2つの (CFB + CA19-9) を組み合わせた場合のAUCは、0.986 (0.985 - 0.986) であって、CFBとCA19-9 ($p < 0.01$) を単独で使用した場合より非常に高いAUC値を示した (図7)。

【0055】

これは、CFB単独またはCFB及びCA19-9の組合によって膵臓癌を診断できることを意味する。

【0056】

[実施例5] CFB及びCA19-9の最適カット-オフ値(cut-off value)に基づく膵臓癌診断

それぞれのグループ別に(HD;正常、CP;膵臓炎、PC;膵臓癌、HCC;肝臓癌、CC;胆管癌、GC;胃癌)CA19-9とCFBの診断効率を確認した。その結果、下記表2に示されたように、CA19-9とCFBがいずれもPCにおいて類似な診断効率を示した(CA19-9:80.5%、CFB:73.2%)。しかし、CA19-9の場合、他の癌(HCC、CC、GC)でも高い診断効率(HCC:61.3%、CC:77.2%、GC:17.1%)を示したが、CFBは、他の癌では低い診断効率を示した(HCC:0%、CC:0%、GC:8.6%)。これは、他の癌と比較したとき、CFBがCA19-9よりPCにさらに特異的であることを意味する。

10

【0057】

【表2】

	CA 19-9 \geq 37U/ml	CFB \geq 78.4ng/ml
HD	0%	0%
CP	8.3%	8.3%
PC	80.5%	73.2%
HCC	61.3%	0%
CC	77.2%	0%
GC	17.1%	8.6%

20

【0058】

[実施例6] CFB及びCA19-9の敏感度と特異度確認

CFB、CA19-9及びCFB+CA19-9の膵臓癌診断指標としての正確度を評価するために、最大ヨーデン指標(maximum Youden index)によって予測された最適のカット-オフ値によるCA19-9、CFB及びCFB+CA19-9の他の疾病と比較した膵臓癌診断の敏感度及び特異度(%)を確認した。その結果、下記表3に示されたように、PCと他の群(HD、CP、HCC、CC、GC)を比較した場合、CA19-9の敏感度は80.4%、特異度は70.0%であり、CFBは、敏感度73.1%、特異度97.9%であることが分かった。また、CFBとCA19-9を組み合わせた場合には、敏感度90.1%、特異度97.2%であった。これは、CA19-9とCFBを単独で使用した場合に比べて、CA19-9とCFBを組み合わせる場合にさらに好適な診断効率が発揮されることを意味する。

30

40

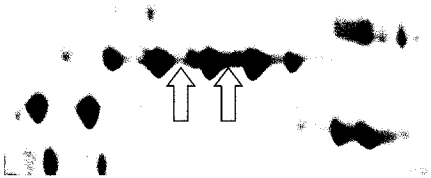
【0059】

【表 3】

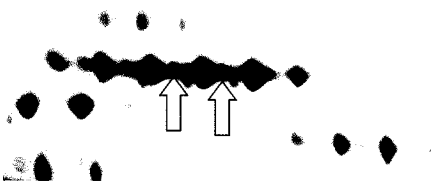
	CA 19-9 (U/ml)	CFB (ng/ml)	CA19-9+CFB
PC vs. その他癌	37	78.4 ²	-
Y-index	50.4	71.0	87.4
感度 (Sensitivity) (%) ; 95% CI	80.4 (79.8-81.0)	73.1 (72.4-73.7)	90.1 (89.7-90.6)
特異度 (Specificity) (%) ; 95% CI	70.0 (69.6-70.4)	97.9 (97.8-98.1)	97.2 (97.0-97.3)

10

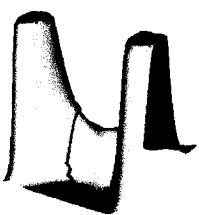
【図 1 a】



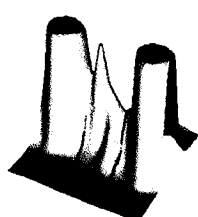
【図 1 b】



【図 2】

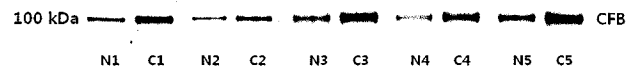


正常人の血漿

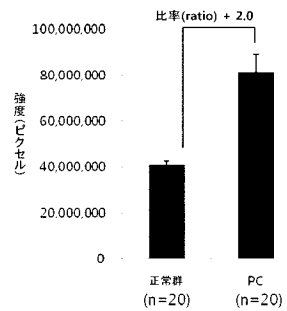


膵臓癌患者の血漿

【図 3 a】



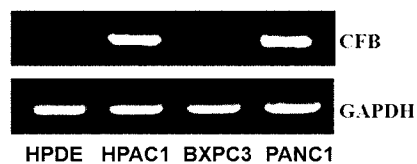
【図 3 b】



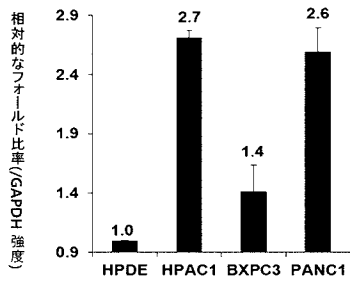
【図 4 a】



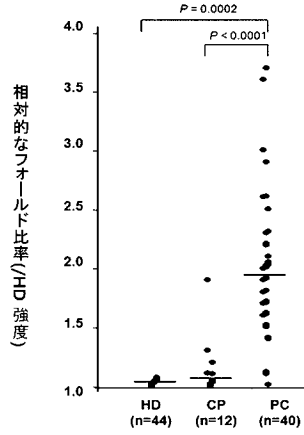
【図 4 b】



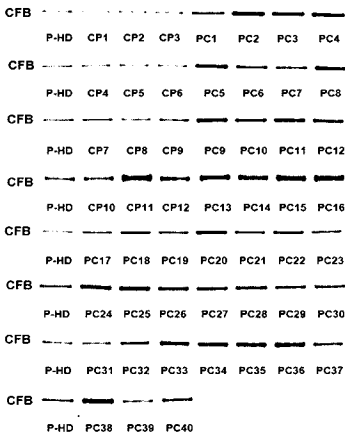
【 図 4 c 】



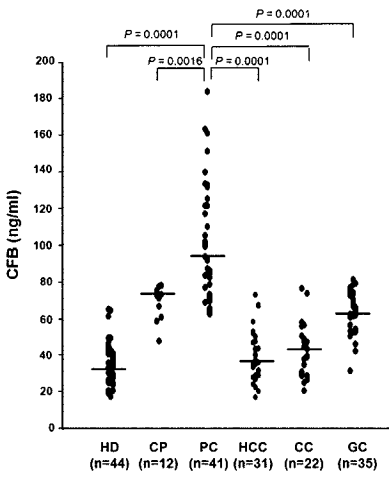
【 図 5 b 】



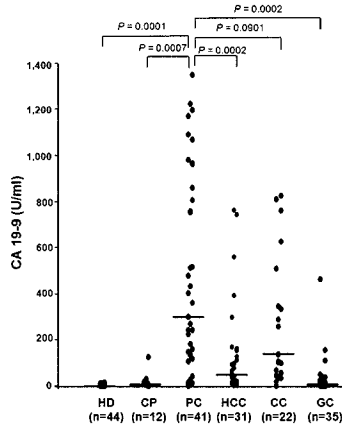
【 図 5 a 】



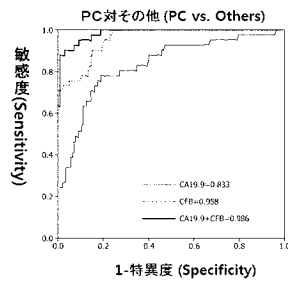
【 図 6 a 】



【 図 6 b 】



【 図 7 】



【配列表】


2017526896000001.app

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/KR2014/008242

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER				
G01N 33/574(2006.01)i, G01N 33/561(2006.01)i, G01N 23/00(2006.01)i, G01N 30/72(2006.01)i				
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC				
B. FIELDS SEARCHED				
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) G01N 33/574; G01N 33/53; G01N 33/68; G01N 33/561; G01N 23/00; G01N 30/72				
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Korean Utility models and applications for Utility models: IPC as above Japanese Utility models and applications for Utility models: IPC as above				
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) eKOMPASS (KIPO internal) & Keywords: complement factor B, carbohydrate antigen 19-9, pancreatic cancer, diagnosis kit				
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT				
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.		
X	WO 2012-120288 A2 (IMMUNOVIA AB. et al.) 13 September 2012 See abstract; page 37, paragraph [0003]; page 18, paragraph [0005]; claims 1-3, 47-49, 62, 84-85 and 91-92; tables III-V.	1-5,7		
Y		6		
Y	NCBI, GenBank accession no. AAD13989.1 (05 June 2000) See the entire document.	6		
A		1-5,7		
A	KR 10-2013-0034505 A (SAMSUNG LIFE PUBLIC WELFARE FOUNDATION) 05 April 2013 See abstract; claims 1-9.	1-7		
A	KR 10-2013-0116433 A (SEOUL NATIONAL UNIVERSITY R&DB FOUNDATION) 24 October 2013 See abstract; claims 1, 6-7, 11 and 14-17.	1-7		
A	PANG, WEI WEI et al., "Can the acute-phase reactant proteins be used as cancer biomarkers?", The International Journal of Biological Markers, 2010, vol. 25, no. 1, pages 1-11. See the entire document.	1-7		
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.				
* Special categories of cited documents: <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date</p> <p>"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>"&" document member of the same patent family</p> </td> </tr> </table>			<p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date</p> <p>"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p>	<p>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>"&" document member of the same patent family</p>
<p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date</p> <p>"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p>	<p>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>"&" document member of the same patent family</p>			
Date of the actual completion of the international search		Date of mailing of the international search report		
11 FEBRUARY 2015 (11.02.2015)		12 FEBRUARY 2015 (12.02.2015)		
Name and mailing address of the ISA/KR  Korean Intellectual Property Office Government Complex-Daejeon, 189 Seousa-ro, Daejeon 302-701, Republic of Korea Facsimile No. 82-42-472-7140		Authorized officer Telephone No.		

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/KR2014/008242

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
PX	LEE, MIN JUNG et al., "Identification of human complement factor B as a novel biomarker candidate for pancreatic ductal adenocarcinoma", Journal of Proteome Research, 24 July 2014, vol. 13, no. 11, pages 4878-4888 See the entire document.	1-7

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/KR2014/008242

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.: 8-13
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:
Claims 8-13 pertain to a method for treatment of the human body by therapy, and to a diagnostic method, and thus pertain to subject matter on which the International Searching Authority is not required to carry out an international search under the provisions of PCT Article 17(2)(a)(i) and PCT Rule 39.1(iv).
2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:
3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

Remark on Protest

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT
Information on patent family members

International application No.


PCT/KR2014/008242

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member	Publication date
WO 2012-120288 A2	13/09/2012	CA 2828338 A1	13/09/2012
		CN 103534594 A	22/01/2014
		EP 2681563 A2	08/01/2014
		GB 201103726 D0	20/04/2011
		JP 2014-508298 A	03/04/2014
		KR 10-2014-0040118 A	02/04/2014
		US 2014-0038844 A1	06/02/2014
		WO 2012-120288 A3	10/01/2013
KR 10-2013-0034505 A	05/04/2013	WO 2013-048174 A2	04/04/2013
		WO 2013-048174 A3	23/05/2013
KR 10-2013-0116433 A	24/10/2013	KR 10-1384211 B1	14/04/2014

국제조사보고서

국제출원번호

PCT/KR2014/008242

A. 발명이 속하는 기술분류(국제특허분류(IPC)) G01N 33/574(2006.01)i, G01N 33/561(2006.01)i, G01N 23/00(2006.01)i, G01N 30/72(2006.01)i		
B. 조사된 분야 조사된 최소문헌(국제특허분류를 기재) G01N 33/574; G01N 33/53; G01N 33/68; G01N 33/561; G01N 23/00; G01N 30/72 조사된 기술분야에 속하는 최소문헌 이외의 문헌 한국등록실용신안공보 및 한국공개실용신안공보: 조사된 최소문헌란에 기재된 IPC 일본등록실용신안공보 및 일본공개실용신안공보: 조사된 최소문헌란에 기재된 IPC		
국제조사에 이용된 전산 데이터베이스(데이터베이스의 명칭 및 검색어(해당하는 경우)) eKOMPASS(특허청 내부 검색시스템) & 키워드:보체인자 B, 카보하이드레이트 안티젠 19-9, 퀘장암, 진단용 키트		
C. 관련 문헌		
카테고리*	인용문헌명 및 관련 구절(해당하는 경우)의 기재	관련 청구항
X	WO 2012-120288 A2 (IMMUNOVIA AB 외) 2012.09.13 요약; 페이지 37, 단락 3; 페이지 18, 단락 5; 청구항 1-3, 47-49, 62, 84-85 및 9 1-92; 표 III-V 참조.	1-5,7
Y		6
Y	NCBI, GenBank accession no. AAD13989.1 (2000.06.05.) 전체 문헌 참조.	6
A		1-5,7
A	KR 10-2013-0034505 A (사회복지법인 삼성생명공익재단) 2013.04.05 요약; 청구항 1-9 참조.	1-7
A	KR 10-2013-0116433 A (서울대학교산학협력단) 2013.10.24 요약; 청구항 1, 6-7, 11 및 14-17 참조.	1-7
A	PANG, WEI WEI 외, 'Can the acute-phase reactant proteins be used as cancer biomarkers?', The International Journal of Biological Markers, 2010, 제25권, 제1호, 1-11 페이지. 전체 문헌 참조.	1-7
<input checked="" type="checkbox"/> 추가 문헌이 C(계속)에 기재되어 있습니다. <input checked="" type="checkbox"/> 대응특허에 관한 별지를 참조하십시오.		
* 인용된 문헌의 특별 카테고리: "A" 특별히 관련이 없는 것으로 보이는 일반적인 기술수준을 정의한 문헌 "E" 국제출원일보다 빠른 출원일 또는 우선일을 가지나 국제출원일 이후에 공개된 선출원 또는 특허 문헌 "L" 우선권 주장에 의문을 제기하는 문헌 또는 다른 인용문헌의 공개일 또는 다른 특별한 이유(이유를 명시)를 밝히기 위하여 인용된 문헌 "O" 구두 개시, 사용, 전시 또는 기타 수단을 언급하고 있는 문헌 "P" 우선일 이후에 공개되었으나 국제출원일 이전에 공개된 문헌 "T" 국제출원일 또는 우선일 후에 공개된 문헌으로, 출원과 상충하지 않으며 발명의 기초가 되는 원리나 이론을 이해하기 위해 인용된 문헌 "X" 특별한 관련이 있는 문헌. 해당 문헌 하나만으로 청구된 발명의 신규성 또는 진보성이 없는 것으로 본다. "Y" 특별한 관련이 있는 문헌. 해당 문헌이 하나 이상의 다른 문헌과 조합하는 경우로 그 조합이 당업자에게 자명한 경우 청구된 발명은 진보성이 없는 것으로 본다. "&" 동일한 대응특허문헌에 속하는 문헌		
국제조사의 실제 완료일 2015년 02월 11일 (11.02.2015)	국제조사보고서 발송일 2015년 02월 12일 (12.02.2015)	
ISA/KR의 명칭 및 우편주소 대한민국 특허청 (302-701) 대전광역시 서구 청사로 189, 4동 (둔산동, 정부대전청사) 팩스 번호 ++82 42 472 3473	심사관 이정아 전화번호 +82-42-481-8740	

서식 PCT/ISA/210 (두 번째 용지) (2015년 1월)

국제조사보고서

국제출원번호
PCT/KR2014/008242

C(계속). 관련 문헌		
카테고리*	인용문헌명 및 관련 구절(해당하는 경우)의 기재	관련 청구항
PX	LEE, MIN JUNG 외, 'Identification of human complement factor B as a novel biomarker candidate for pancreatic ductal adenocarcinoma', Journal of Proteome Research, 2014.07.24, 제13권, 제11호, 4878-4888 페이지. 전체 문헌 참조.	1-7

국제조사보고서

국제출원번호

PCT/KR2014/008242

제2기재란 일부 청구항을 조사할 수 없는 경우의 의견(첫 번째 용지의 2의 계속)

PCT 제17조(2)(a)의 규정에 따라 다음과 같은 이유로 일부 청구항에 대하여 본 국제조사보고서가 작성되지 아니하였습니다.

- 1. 청구항: 8-13
이 청구항은 본 기관이 조사할 필요가 없는 대상에 관련됩니다. 즉, 청구항 8-13은 치료에 의한 사람의 치료방법 및 진단방법에 관한 것이므로 PCT 조약 제17조(2)(a)(i) 및 조약 규칙 39.1(iv)의 규정에 의하여 국제조사기관이 국제조사할 의무가 없는 대상에 해당됩니다.
- 2. 청구항:
이 청구항은 유효한 국제조사를 수행할 수 없을 정도로 소정의 요건을 충족하지 아니하는 국제출원의 부분과 관련됩니다. 구체적으로는,
- 3. 청구항:
이 청구항은 종속청구항이나 PCT규칙 6.4(a)의 두 번째 및 세 번째 문장의 규정에 따라 작성되어 있지 않습니다.

제3기재란 발명의 단일성이 결여된 경우의 의견(첫 번째 용지의 3의 계속)

본 국제조사기관은 본 국제출원에 다음과 같이 다수의 발명이 있다고 봅니다.

- 1. 출원인이 모든 추가수수료를 기간 내에 납부하였으므로, 본 국제조사보고서는 모든 조사 가능한 청구항을 대상으로 합니다.
- 2. 추가수수료 납부를 요구하지 않고도 모든 조사 가능한 청구항을 조사할 수 있었으므로, 본 기관은 추가수수료 납부를 요구하지 아니하였습니다.
- 3. 출원인이 추가수수료의 일부만을 기간 내에 납부하였으므로, 본 국제조사보고서는 수수료가 납부된 청구항만을 대상으로 합니다. 구체적인 청구항은 아래와 같습니다.
- 4. 출원인이 기간 내에 추가수수료를 납부하지 아니하였습니다. 따라서 본 국제조사보고서는 청구범위에 처음 기재된 발명에 한정되어 있으며, 해당 청구항은 아래와 같습니다.

이의신청에 관한 기재

- 출원인의 이의신청 및 이의신청료 납부(해당하는 경우)와 함께 추가수수료가 납부되었습니다.
- 출원인의 이의신청과 함께 추가수수료가 납부되었으나 이의신청료가 보정요구서에 명시된 기간 내에 납부되지 아니하였습니다.
- 이의신청 없이 추가수수료가 납부되었습니다.

국제조사보고서
대응특허에 관한 정보

국제출원번호
PCT/KR2014/008242

국제조사보고서에서 인용된 특허문헌	공개일	대응특허문헌	공개일
WO 2012-120288 A2	2012/09/13	CA 2828338 A1 CN 103534594 A EP 2681563 A2 GB 201103726 D0 JP 2014-508298 A KR 10-2014-0040118 A US 2014-0038844 A1 WO 2012-120288 A3	2012/09/13 2014/01/22 2014/01/08 2011/04/20 2014/04/03 2014/04/02 2014/02/06 2013/01/10
KR 10-2013-0034505 A	2013/04/05	WO 2013-048174 A2 WO 2013-048174 A3	2013/04/04 2013/05/23
KR 10-2013-0116433 A	2013/10/24	KR 10-1384211 B1	2014/04/14

フロントページの続き

(51)Int.Cl.		F I	テーマコード(参考)
C 0 7 K 16/18	(2006.01)	C 0 7 K 16/18	
C 1 2 P 21/08	(2006.01)	C 1 2 P 21/08	

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US

(特許庁注: 以下のものは登録商標)

1 . T w e e n

(72)発明者 イ・ミンジュン

大韓民国、480-847、キョンギ-ド、ウィジョンブ-シ、キョンイ-ロ 132ボン-ギル、31-5

Fターム(参考) 4B064 AG26 AG27 DA05 DA14

4C084 AA17 NA14 ZB261

4H045 AA11 AA30 BA10 CA40 DA75 DA76 EA28 EA51 FA71

专利名称(译)	用于诊断胰腺癌的试剂盒，其含有与补体因子B蛋白特异性结合的抗体和与糖链抗原19-9蛋白特异性结合的抗体		
公开(公告)号	JP2017526896A	公开(公告)日	2017-09-14
申请号	JP2016567615	申请日	2014-09-03
[标]申请(专利权)人(译)	大学工业基础勇说大学		
申请(专利权)人(译)	大学 - 产业基础延世大学		
[标]发明人	ペクヨンキ イミンジュン		
发明人	ペク・ヨンキ イ・ミンジュン		
IPC分类号	G01N33/53 G01N33/574 A61K45/00 A61P1/18 A61P35/00 C07K16/18 C12P21/08		
CPC分类号	A61P1/18 A61P35/00 G01N33/57438 G01N2333/4716 G01N2400/00 G01N23/00 G01N30/72 C12Q1/6886 G01N27/26 G01N33/561		
FI分类号	G01N33/53.ZNA.D G01N33/574.A A61K45/00 A61P1/18 A61P35/00 C07K16/18 C12P21/08		
F-TERM分类号	4B064/AG26 4B064/AG27 4B064/DA05 4B064/DA14 4C084/AA17 4C084/NA14 4C084/ZB261 4H045/AA11 4H045/AA30 4H045/BA10 4H045/CA40 4H045/DA75 4H045/DA76 4H045/EA28 4H045/EA51 4H045/FA71		
代理人(译)	金子真希		
优先权	1020140056585 2014-05-12 KR		
其他公开文献	JP6361943B2		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

本申请涉及用于诊断胰腺癌的试剂盒，使用该试剂盒提供用于诊断胰腺癌的信息的方法，以及使用该试剂盒诊断胰腺癌的方法，其中所述试剂盒包括特异性结合补体因子B蛋白的抗体和抗体特异性结合碳水化合物抗原19-9蛋白。根据本申请，可以提供用于诊断胰腺癌的标记物，其具有增强的灵敏度和特异性。

